

提出書類チェックリスト

事務所名	
担当者名	
連絡先 (tel/fax/e-mail など)	

■ 建築士事務所廃業届 - 該当日より 30 日以内に提出		
① 廃業届		もれなく記入 <b>署名・押印は不要</b>
② 更新(登録)通知書		更新(登録)通知書の原本 <b>(協会長押印 1 枚目のみ)</b>
③②がない場合 始末書		※上記 通知書を紛失した場合

【参考】 届出義務者及び添付書類

	該当事項	届出者	添付書類
	1. 開設者が業務を廃止したとき	開設者	① 上記書類
	2. 開設者が死亡したとき	相続人	① 上記書類 ② 死亡の事実及び相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本または抄本)
	3. 開設者が破産したとき	破産管財人	① 上記書類 ② 破産の事実を証する書類 (破産決定通知書等) ③ 破産管財人であることが確認できる書面 (破産管財人選任及び印鑑証明申請書)
	4. 法人が合併により解散したとき	役員であったもの	① 上記書類 ② 解散の事実を証する書類 (登記事項証明書のうち閉鎖事項証明書)
	5. 法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	清算人	① 上記書類 ② 解散の事実を証する書類 (清算人が登記された登記事項証明書)

建築士個人の届出(住所等)は、必要な場合直接建築士会へ【令和3年4月より】  
ご提出いただくようになりました。

<http://www.ehime-shikai.com/architect/registry>

## 建築士事務所廃業届

次の理由により廃業したので建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の7の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

届出人

電話

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会 様

建築士事務所	登録年月日	平成・令和 年 月 日
	種 別	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造
	登録番号	愛媛県知事登録 第 号
	事務所の名称	
	所在地	〒 電話
開設者（登録申請者）	法人名称 又は 個人氏名	
	法人事務所 所在地又は 個人住所	〒
	代表者の役職 名及び氏名	
廃業年月日	平成・令和 年 月 日	
廃業等の事由	<input type="checkbox"/> 業務の廃止 <input type="checkbox"/> 法人⇄個人 <input type="checkbox"/> 級の変更 <input type="checkbox"/> 開設者の死亡 <input type="checkbox"/> 法人の合併・解散・破産 <input type="checkbox"/> 管理建築士の退職 <input type="checkbox"/> 他都道府県へ移転 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
事務所と届出者との関係	<input type="checkbox"/> 開設者本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 合併解散時の代表役員 <input type="checkbox"/> 破産等の清算人	

（注）□のある欄は、該当する□に印を付けてください。